

光市公園施設長寿命化計画

令和 4 年 5 月
光 市

目 次

第1章 はじめに

- 1 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 長寿命化対策の基本的な考え方

- 1 対象とする都市公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 公園施設の計画的な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 長寿命化対策を行う公園施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 長寿命化に向けた対策

- 1 健全度調査の結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 緊急度の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 対策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 長寿命化対策に要する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 長寿命化対策による効果

- 1 長寿命化対策に要する費用の平準化・・・・・・・・・・ 11
- 2 長寿命化対策による延命化・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第5章 おわりに

- 1 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 計画対象外の施設の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

巻 末

- 1 意見聴取した学識経験者・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 はじめに

1 背景

都市公園は、都市における市民の憩いやレクリエーションの場として、また、安らぎと潤いをもたらす空間として、さらには、災害発生時の避難場所となるなど、様々な役割を有しており、道路や橋りょう、下水道などと同様に重要な都市基盤施設です。

本市では、昭和40年代以降、都市公園の整備を進めてきましたが、設置から30年以上経過したものが7割を超え、多くの公園施設で老朽化が進行し、修繕や更新が必要になってきています。

2 目的

公園施設の老朽化に適切に対応し、計画的な維持管理と効率的な設備等の更新を図り、利用者が安全・安心に利用できる都市公園とするため、主要な都市公園を対象に公園施設の長寿命化対策に取り組みます。また、公園施設の維持管理に要する費用の縮減と平準化を図ります。

3 計画の位置付け

都市公園は、光市公共施設等総合管理計画（令和4年3月。以下「総合管理計画」という。）で位置付けたインフラ・プラント系施設の一つであり、光市公園施設長寿命化計画（以下「本計画」という。）は、総合管理計画の下位計画となる個別施設計画です。

都市公園を含むインフラ・プラント系施設は、人口規模に合わせた総量の縮減は非常に難しいと考えられますが、都市公園には各種の公園施設を設置しており、建物や工作物が含まれています。このため、公園施設について、保有総量の適正化や管理運営の適正化などのマネジメントに取り組むこととします。



光市公園施設長寿命化計画の位置付け

4 計画期間

本計画は、国土交通省が定めた公園施設長寿命化計画策定指針(案)(以下「指針」という。)を参考に、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間を計画期間とします。

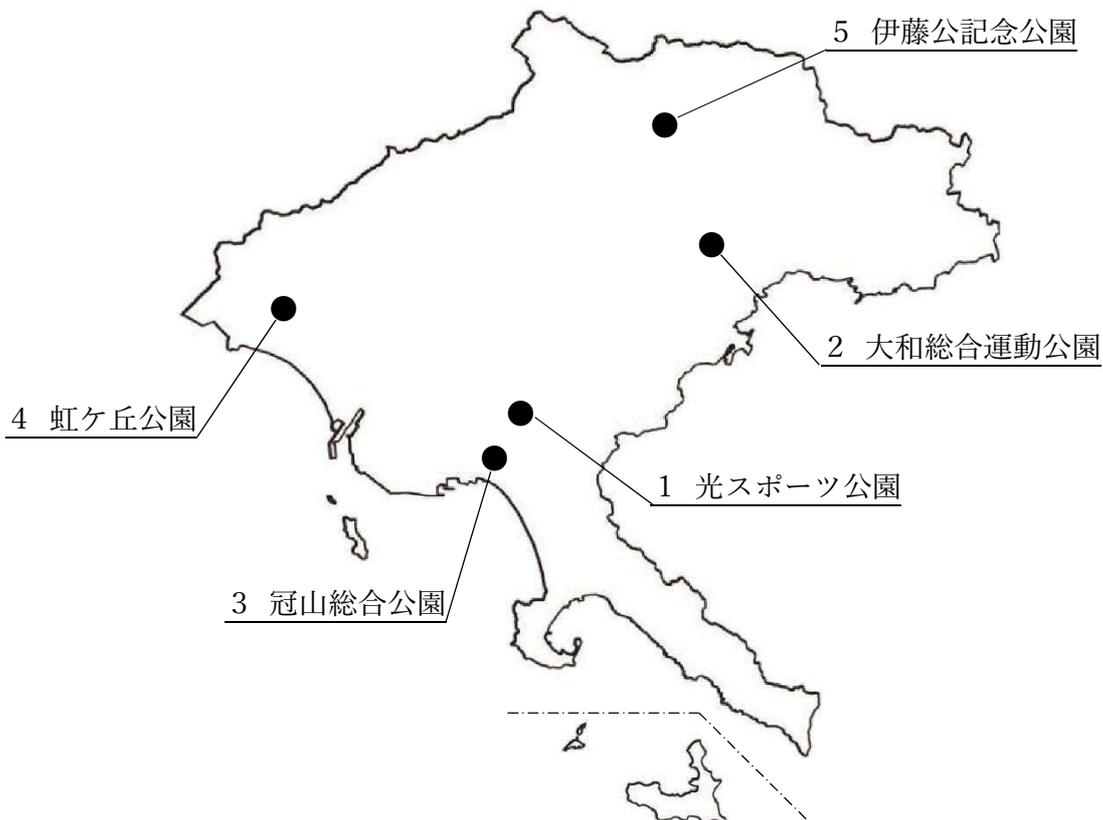
第2章 長寿命化対策の基本的な考え方

1 対象とする都市公園

本市が設置している都市公園は39箇所あり、それぞれの位置付けや利用状況などを踏まえ、優先的に長寿命化対策に取り組む都市公園を選定することとし、供用面積が広く、規模の大きな公園施設を有する運動公園、総合公園、近隣公園のほか、市内外から多くの来園者がある本市唯一の歴史公園を対象にします。本計画の対象公園は表2-1のとおりです。

表2-1 計画対象公園

番	公園名	種別	所在地	供用面積 (ha)	設置年
1	光スポーツ公園	運動公園	大字光井	15.2	S51
2	大和総合運動公園	運動公園	大字岩田、大字三輪	14.0	H5
3	冠山総合公園	総合公園	大字室積村	12.8	H6
4	虹ヶ丘公園	近隣公園	虹ヶ丘二丁目	2.2	S46
5	伊藤公記念公園	歴史公園	大字束荷	1.8	H9



2 公園施設の計画的な管理

一般に都市公園には、多種多様な公園施設を設置しています。指針では、公園施設を種類や大きさ、素材、構造などにより、「予防保全型管理を行う公園施設」と「事後保全型管理を行う公園施設」とに分類することとされており、それぞれの管理方法は表2-2のとおりです。

表2-2 管理類型区分に応じた公園施設の管理方法

管理類型	管理の方法
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法。
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法。

3 長寿命化対策を行う公園施設

本計画の対象とする都市公園に設置している全ての公園施設（植栽と公園管理者でない者が設置した公園施設（自動販売機等）は除く。）のうち、予防保全型管理を行う公園施設を対象に長寿命化対策を行います。

表 2 - 3 予防保全型管理を行う公園施設

公園名	予防保全型管理を行う公園施設	施設数
光スポーツ公園	   総合体育館 レストハウス 休憩所    陶芸ハウス 橋梁 夜間照明 【その他】 観覧席、便所、自転車置場、東屋、藤棚、バックネット、ネットフェンス、ダグアウト、防球ネット、遊具	49
大和総合運動公園	   大和スポーツセンター テニスコート休憩施設 防災備蓄倉庫    観覧席 自転車置場 パーゴラ 【その他】 便所、東屋、夜間照明、バックネット、ダグアウト、遊具	31

冠山総合公園	 <p>管理棟</p>  <p>休憩棟</p>  <p>レストラン棟</p>  <p>管理事務所・炊事棟</p>  <p>野外ステージ</p>  <p>遊具</p> <p>【その他】 副管理棟、研修棟、便所、東屋、パーゴラ</p>	26
虹ヶ丘公園	 <p>便所</p>  <p>観覧席</p>  <p>バックネット</p> <p>【その他】 ネットフェンス、メッシュフェンス、防球ネット、遊具</p>	13
伊藤公記念公園	 <p>資料館</p>  <p>生家</p>  <p>管理小屋</p>  <p>歩道橋</p>  <p>展望台</p>  <p>東屋</p> <p>【その他】 便所、パーゴラ、遊具</p>	16
計		135

※注1 旧伊藤博文邸は県指定有形文化財のため、本計画の対象外施設です。

※注2 総合体育館、大和スポーツセンター、レストラン棟等の建築物は、表2-4のとおり、それぞれの施設を建物外部、屋根、建物内部、各種設備に分けて予防保全型管理を行います。

表2-4 建築物の管理

建物外部	基礎
	外壁
	外壁仕上げ材等
	窓サッシ等
屋根	屋根面
建物内部	壁の室内に面する部分
	内装仕上げ材等
	建具等
	漏水等
各種設備	電気設備
	機械設備
	空調設備

第3章 長寿命化に向けた対策

1 健全度調査の結果概要

予防保全型管理を行う公園施設を対象として、施設の構造材及び消耗材等の劣化や損傷の状況を詳しく確認するため「健全度調査」を実施しました。

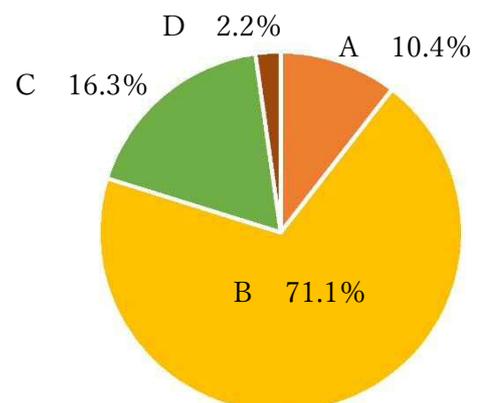
健全度調査の判定評価基準は表3-1、判定結果は表3-2のとおりです。

表3-1 健全度調査の判定評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全である。・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。・緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none">・全体的に劣化が進行している。・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none">・全体的に顕著な劣化である。・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

表3-2 健全度調査の判定結果

健全度	A	B	C	D	計
施設数 (予防保全型管理)	14	96	22	3	135



2 緊急度の考え方

健全度判定結果及び考慮すべき事項（施設の利用状況や修繕履歴など）により、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度を下記のとおり「高」「中」「低」の3段階で判定します。

緊急度の目安は表3-3、判定のフローは図3-1、判定結果は表3-4のとおりです。

表3-3 緊急度の目安

緊急度	評価基準
高	<ul style="list-style-type: none"> 健全度判定がDの公園施設 健全度判定がCの施設のうち、考慮すべき事項（施設の利用状況や修繕履歴など）に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設
中	<ul style="list-style-type: none"> 健全度判定がCの施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設
低	<ul style="list-style-type: none"> 健全度判定がA又はBの公園施設

図3-1 緊急度判定のフロー

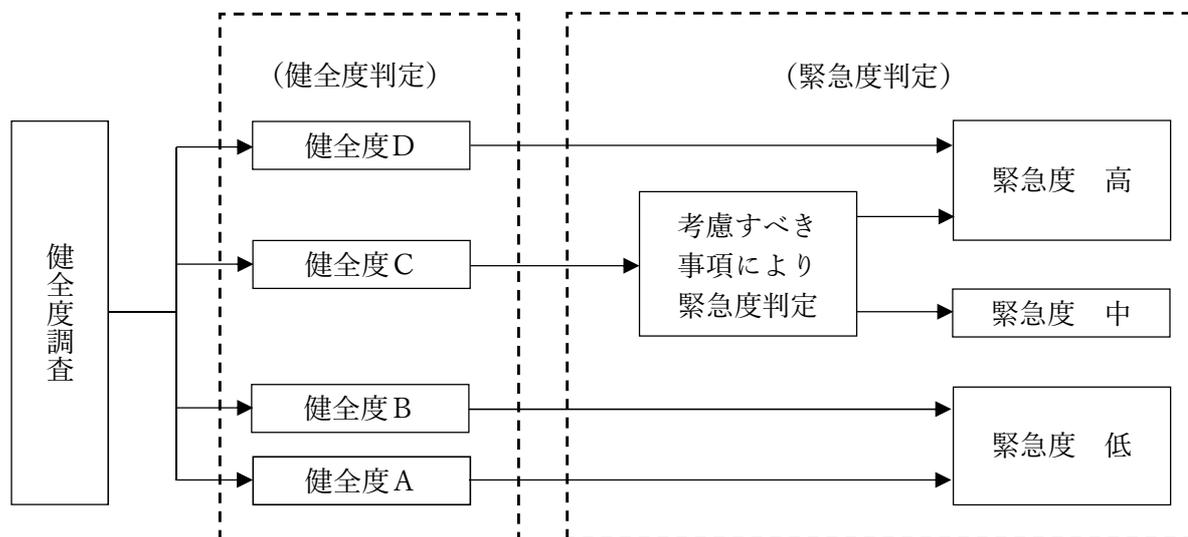
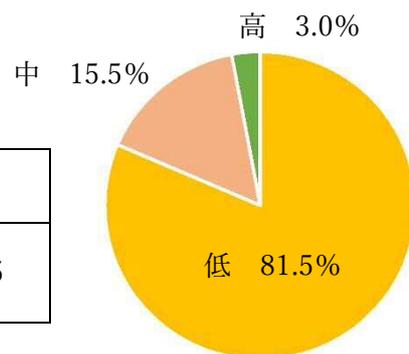


表3-4 緊急度の判定結果

緊急度	高	中	低	計
施設数 (予防保全型管理)	4	21	110	135



3 対策の内容

(1) 予防保全型管理を行う公園施設

予防保全型管理を行う公園施設については、緊急度「高」と判定した施設のうち、公園の安全な利用に支障を及ぼすおそれの高いものや、規模が大きく管理運営に影響があるものなどを優先して、長寿命化対策を行います。

なお、計画策定後、施設の劣化や損傷などが進行し、健全度や緊急度に変化があったものについては、必要に応じて、適切な対策を行います。

(2) 事後保全型管理を行う公園施設

事後保全型管理を行う公園施設については、日常点検や定期点検の機会を通じ、施設の劣化や損傷などの状況を確認し、異常が生じていないか把握に努めます。

その結果、施設の機能が果たせなくなった段階で、撤去又は更新を検討します。

(3) マネジメントの考え方

予防保全型管理を行う公園施設、事後保全型管理を行う公園施設のいずれの場合であっても、更新を検討する際は、必要性や利用状況に加え、マネジメントの観点から、同種・類似の公園施設の集約や縮小といった統廃合の可能性についても検討し、コストの縮減に取り組むこととします。

4 長寿命化対策に要する費用

本計画期間中の長寿命化対策に要する費用は、概ね5億円が見込まれます。

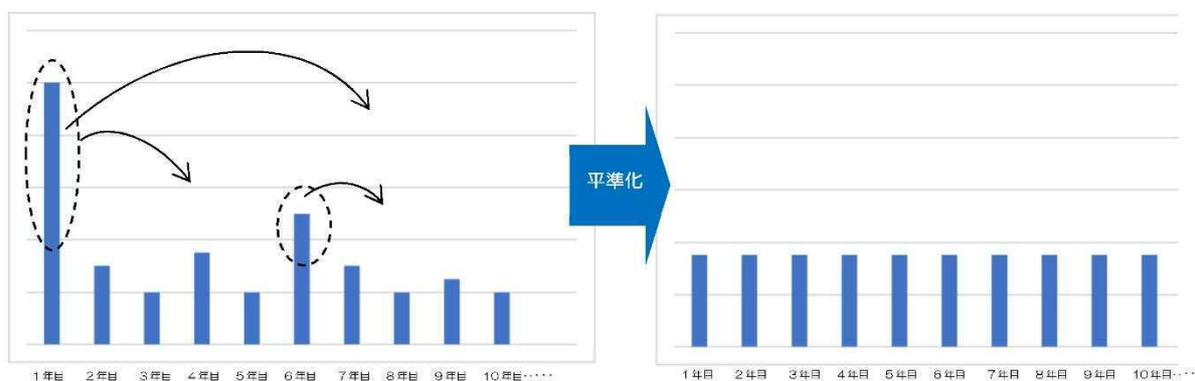
対策事業の実施にあたっては、国の防災・安全交付金をはじめとする有利な財源を積極的に活用します。

第4章 長寿命化対策による効果

1 長寿命化対策に要する費用の平準化

長寿命化対策を行うにあたっては、対策費用に年度ごとのばらつきが生じることがあります。このため、毎年度の対策費用が概ね一定額となるよう、緊急度の判定結果や利用状況等を勘案し、費用の平準化を図ります。

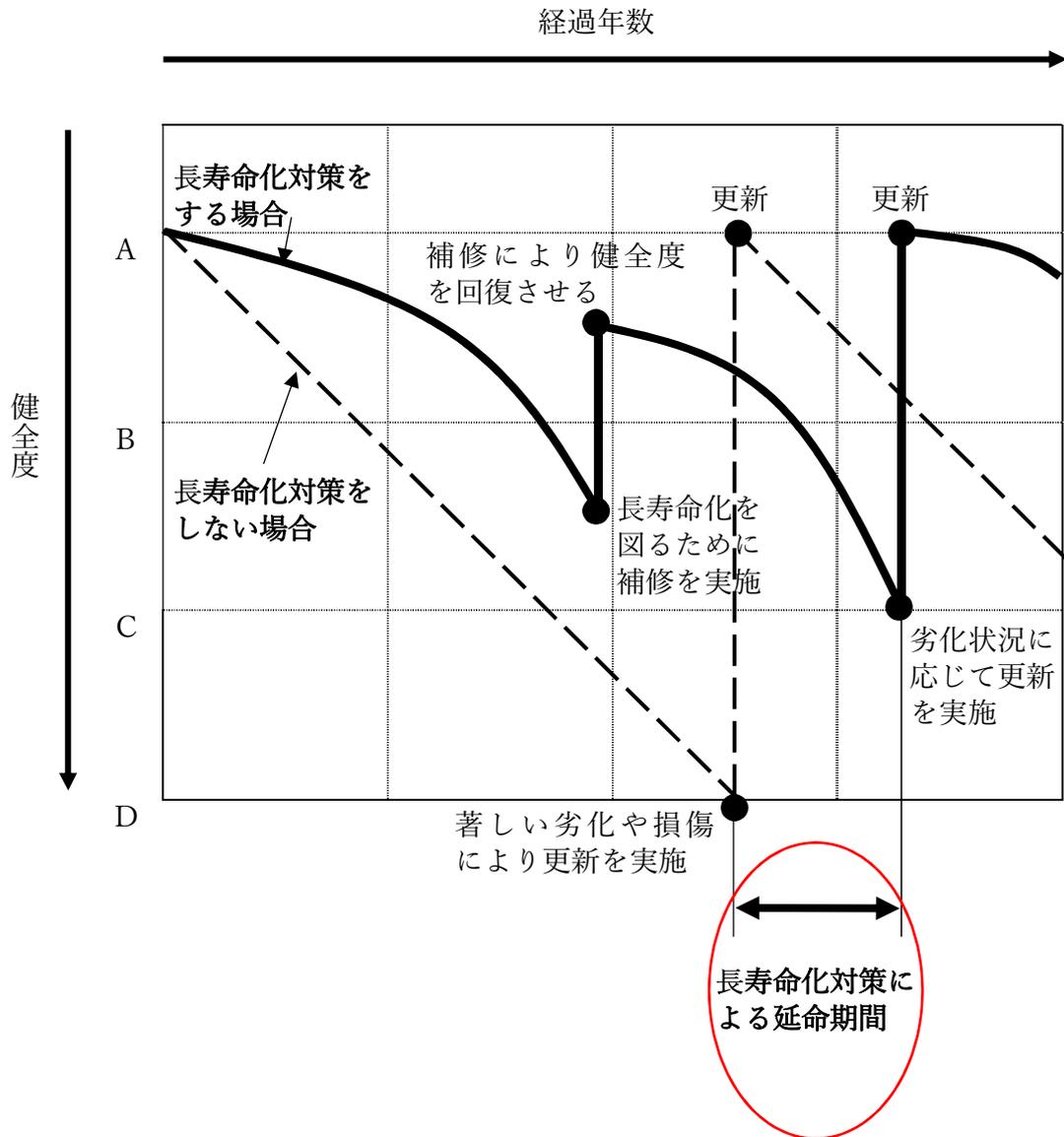
図4-1 平準化のイメージ



2 長寿命化対策による延命化

予防保全型管理を行う公園施設について長寿命化対策を実施することで、施設の延命化を図ります。長寿命化対策を行うことで、施設の寿命が約20%延伸することが見込まれます。公園施設の延命化イメージは図4-2のとおりです。

図4-2 公園施設の長寿命化イメージ



第5章 おわりに

1 計画の見直し

計画期間中の公園施設の老朽化の進行状況などを踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを検討します。

計画の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化などにも対応しつつ、維持管理コストのさらなる縮減に資するよう努めます。

2 計画対象外の施設の考え方

本計画の対象としていない都市公園に設置している公園施設については、引き続き、適切な維持管理に努めます。

将来、それぞれの公園施設で機能が果たせなくなった段階で更新を検討する際は、必要性や利用状況に加え、マネジメントの観点から、同種・類似の公園施設の集約や縮小といった統廃合の可能性についても検討し、コストの縮減に取り組むこととします。

本計画対象外の都市公園は表5-1のとおりです。

表5-1 計画対象外の都市公園

番	公園名	種別	所在地	供用面積 (ha)	設置年
1	室積市場公園	街区公園	室積一丁目	0.43	S46
2	池原公園	街区公園	室積八丁目	0.10	S59
3	千坊台一丁目公園	街区公園	千坊台一丁目	0.90	H2
4	千坊台二丁目公園	街区公園	千坊台二丁目	0.49	H2
5	光井四丁目公園	街区公園	光井四丁目	0.12	H24
6	浴公園	街区公園	光井五丁目	0.10	S63
7	長尾台公園	街区公園	光井七丁目	0.19	H13
8	光つつじ苑	都市緑地	光井九丁目	0.90	S58
9	庁舎前緑地	都市緑地	中央六丁目	0.10	H2
10	中央六丁目公園	街区公園	中央六丁目	0.03	H24
11	新町公園	街区公園	島田四丁目	0.36	S48
12	宝町公園	街区公園	宝町	0.17	S56
13	丸山町公園	街区公園	丸山町	0.39	S47
14	花園町公園	街区公園	花園二丁目	0.09	S51
15	浅江公園	街区公園	浅江五丁目	0.10	S58
16	わかば公園	街区公園	浅江七丁目	0.68	S49
17	西河原緑地	都市緑地	浅江三・五・七丁目 虹ヶ浜一・二丁目	0.90	H2
18	虹ヶ浜北公園	街区公園	虹ヶ浜一丁目	0.40	S55
19	虹ヶ浜西緑地	都市緑地	虹ヶ浜三丁目	1.40	H16
20	虹ヶ丘一丁目公園	街区公園	虹ヶ丘一丁目	0.12	H10
21	虹ヶ丘西公園	街区公園	虹ヶ丘七丁目	0.23	H28
22	ファミリー公園	街区公園	虹ヶ丘七丁目	0.27	H28
23	西部墓園	特殊公園	大字浅江	2.80	H2
24	今枿公園	街区公園	三井一丁目	0.31	S50
25	今積公園	街区公園	三井六丁目	0.08	H13
26	岩狩公園	街区公園	岩狩一丁目	0.90	H2
27	未常公園	街区公園	大字岩田	0.16	S54
28	溝呂井公園	街区公園	大字岩田	0.28	S57
29	西八幡公園	街区公園	大字三輪	0.02	S54
30	平和公園	街区公園	大字三輪	0.05	S54

31	神手公園	街区公園	大字三輪	0.04	S54
32	共栄公園	街区公園	大字三輪	0.03	S54
33	岡原公園	街区公園	大字三輪	0.04	S54
34	小豆尻公園	街区公園	大字三輪	0.02	S54

1 意見聴取した学識経験者

本計画の策定にあたり、高度に専門的な見地から学識経験者の意見を聴取しました。

徳山工業高等専門学校 土木建築工学科

教 授 中 川 明 子 (専門分野：建築史、歴史的建造物保存活用)

准教授 河 野 拓 也 (専門分野：建築設計、住環境)